

第12章 財務

【目標】

教育研究の目標を実現するためには、安定した財政基盤の確立が必要である。その手段として、企業からの寄付や受託研究の獲得、科研費等の公的補助金への積極的な応募、在学生の保護者や卒業生から広く一般寄付を募るなど外部資金の導入を図りたい。また、将来にわたって健全な財務状態を維持するために、長期借入金を計画的に返済し、固定負債比率の減少につとめたい。さらに、従来の予算配分についても学生サービスと教学面とのバランスを念頭に置いてより弾力性のある予算編成が行えるようなシステムを構築したい。

一方、本学の総合将来計画を立案するための財政計画については、学内で意思統一を図った上で、法人本部と連携しつつ経営面を考慮しながら検討していきたい。学校法人における監査方法については、法人本部を主体として監査要項等を作成し監事監査の方向性を明確化することで、業務遂行状況を的確に監査できるようにしたい。

12.1 財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

【現状の説明】

本学は、「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し技術者として社会人として社会に貢献できる人材を養成する」という建学の理念のもと、教育研究目的・目標の達成をめざして予算編成を行っている。大学事務局の経理部において教学面に関する予算編成を行い、法人本部へ予算要求を行う。法人本部は、大学からの予算要求を踏まえて、人件費等を含めた大学全体の予算編成を行っている。学部配分予算（大学院配分予算を含む）は、学生から徴収した学納金のうち、実験実習費と施設設備費の収入に基づいて、各事務部局の予算、附属機関の予算、事業計画等の全学的な予算をみながら、第2学部運営委員会において立案される。大学の財務比率表から財政基盤をみると、人件費比率は全国平均に比べて若干低い値を示し、教育研究経費比率は若干高い値を示しており、教育研究目的・目標を実現する上で健全な財政基盤が確保されている。

【点検・評価】

人件費比率、教育研究経費比率が順調に推移し、学生生徒等納付金比率も近年安定的に推移しているものの、納入金の額は全国的にみると高い値を示している。今後、18才人口の減少により学生生徒等納付金収入だけに依存するような形がとれない状況において、帰属収入の増加を目的に外部資金（寄付金・補助金等）を確実に確保するような方策を教員と事務職員が連携をとりながら行っていく必要がある。

学生生徒等納付金収入の減少により、教学面に関する予算配分の前原資は年々減少している。教育研究目的・目標を達成するために、教学面にウエイトを置いた予算配分を行うと、環境整備等や福利厚生等に関するサービスに遅れを生じてくるものと認識している。バランスのとれた予算配分を維持するためには、学生の確保は勿論であるが、予算配分に関する中・長期的な計画を立て、配分前原資の減少に伴う教育研究レベルの低下、学生サービス面の遅れを起こさないためにどのように対応していくか検討する必要がある。

【改善・改革の方策】

学納金収入の増加が望めない現状において、帰属収入をいかに増加させるかについて検討する必要がある。企業からの寄付金や補助金の獲得に向けて教員が積極的に取り組むこと、学外連携推進室が外部資金獲得の為に教員に対して積極的に情報を提供し応募に向けての

サポートを行っていくことが必要になる。また、財政状況が悪化する中で、本学の教育研究レベルの低下を起こさない範囲で、学生サービスとバランスの取れた予算配分ができる予算システムの構築を行い、本学の建学の理念達成に努める必要がある。

12.2 総合将来計画に対する中・長期的な財政計画

【現状の説明】

法人全体の総合将来計画は法人本部で行われており、その中で大学の中・長期的な財政計画も行われている。一方、大学の将来計画は大学協議会において立案され、大学は主に単年度の予算編成について検討・審議している。このため、中・長期的な財政計画は法人本部と大学が協議して計画している。今後、学生数の減少に伴い、財政状況の悪化が懸念されるとともに、教学面に関する予算配分の減額等が発生する可能性が大きく、教員の理解が得られる予算を編成するために、中・長期的な財政計画の策定では、大学協議会の役割が教員との調整役としてこれまで以上に非常に大きなものになっている。

【点検・評価】

大学は第2学部運営委員会および大学協議会において改組的な総合将来計画を独自に審議し、さらに主に単年度計画で行える環境整備等や学生サービス等の充実も立案している。また、教育研究や学生サービスに関する建物建設を計画する際には、第2学部運営委員会、教授会、大学協議会において単年度の予算編成の中で支払資金計画を立案している。これらの計画については、大学内の意志統一は十全に遂行できており、直面する諸問題についての対処は概ね実行できる環境である。

【改善・改革の方策】

中・長期的な財政計画を策定するためには、法人本部との連携が不可欠である。今後、財政が非常に厳しくなる状況を踏まえ、第2学部運営委員会、教授会、大学協議会等で審議した上で、教員との意志確認ができた時点において、その議論をもとに経営的な側面も考慮しながら明確な将来ビジョンが提示できるシステムを構築する必要がある。

12.3 文部科学省科学研究費，外部資金，資産運用益等の受入状況

【現状の説明】

外部資金の導入を促進するために、文部科学省科学研究費の申請を教員へ呼びかけている。申請数は年々減少気味であるが、採択件数は横ばいである。また、外部資金（寄付金、受託研究、各種研究助成金公募採択、科研費採択）の獲得金額については、近年大きな変化はみられない。資産運用益はバブル期以後、低金利により年々減少しているため、一定水準を保てるよう他の有利な運用を模索している。

【点検・評価】

科学研究費、研究助成金に申請・応募する教員は、ある程度固定されてきている。今後予想される学生生徒等納付金収入の減少に伴う教員への予算配分の減少に対して、外部資金獲得に向けて全教員へ情報発信を行い、積極的な申請・応募および資金獲得ができるよう学外連携推進室が中心になって業務を行っている。

【改善・改革の方策】

18歳人口の減少によって学生数の確保が困難になり、学納金の収入減は免れない状況下

で、教員への研究費予算配分も減少することは確実である。科学研究費、各種助成金への公募申請や企業との共同研究、受託研究等で積極的に外部資金を獲得するよう教員に求めていく必要がある。また、大学協議会において、大学全体として外部資金導入に向けての方策を真剣に検討する必要がある。

12.4 予算配分と執行のプロセス

【現状の説明】

大学における教育研究に関する予算と教学関係事務、管理関係事務に関する予算は、大学事務局の中の経理部が立案事務を担当している。経理部が要求した予算を踏まえて、人件費等を含んだ大学全体の予算は、法人本部が作成している。経理部の要求予算は、主に当該年度の学生から徴収した実験実習費、施設設備費収入を参考にして立案される。事務系の予算については、各部局から予算要求を受けた段階でヒアリングによって妥当性を判断する。教員に関わる予算については、恒常的な予算、事務系の予算、附属機関等の予算や大学全体の事業計画を踏まえて、第2学部運営委員会および大学協議会で審議・立案される。学部配分予算（大学院配分予算を含む）が決定すると、学部長と研究科長が協議して学部と研究科の配分予算が決定される。また、各学科、各専攻に配分される予算については、学部長、研究科長が中心となり学科長会議、専攻長会議において決定される。予算執行は、各学科・各専攻に配分された予算に基づいて、学部事務室・大学院事務室で事務処理される。

【点検と評価】

学部配分予算（大学院配分予算を含む）の編成に関わる第2学部運営委員会は各学科長等で構成されており学部配分予算は各教授会で開示・周知されるので、予算決定のプロセスは全教員に明確に伝達されるシステムである。また、各学科、各専攻の配分予算はそれぞれの在籍学生数で概ね按分されており、数値的には公平な配分方法である。しかしながら、現状の予算編成システムでは教員に関わる予算配分と事務に関わる予算配分に大別されており、それらが一定の割合を保持しているため、単年度で大規模な事業を遂行するには柔軟性を欠いている。また、各学科の教員に配分されている予算については、各学科の自主性に任せているが、教員一人ひとりの研究業績等を考慮した配分にはなっていない状況である。

予算執行に関しては電算機（オフコン）で管理されており、大学全体の予算執行状況が即座に確認できるようになっている。また、教員に配分された予算についても、学部事務室、大学院事務室で逐一予算残のチェックができており、予算執行の管理体制が確立されている。

【改善・改革の方策】

学生生徒等納付金収入の増加が望めない現状から、より効果的な予算配分システムを確立する必要がある。大学全体として、教員一人ひとりが研究意欲や教育意欲の向上を図れるように予算措置を含めた環境づくりの確立や学生サービスに関する事業、公共的な事業への予算配分が柔軟に実行できるような予算システムを構築するために、大学協議会が中心となって立案・検討する必要がある。

12.5 アカウタビリティを履行するシステムの導入状況

12.5.1 学校法人の財産の状況を監査すること

【現状の説明】

毎年度、計算書類の作成後、監事による決算監査を受けている。その際、事業報告、学生・生徒・教職員数、事業計画、理事会・評議員会の開催状況並びに出席状況、計算書類の内容

並びに財務比率について詳細なる説明を行うとともに質疑応答に時間をかけ行っている。

【点検・評価】

会計年度末における監事監査は詳細に行われており、内容的に充分評価できるものと考えられる。決算監査の内容は詳細な資料をもって説明されており評価できるが、期中において監事への財産状況等の説明がなされていないのが問題点である。

【改善・改革の方策】

公認会計士による中間監査の後、監事に対し中間における財産状況並びに年度末に向けた見込み等を報告する機会を設けるべきである。また、監査機関等による監査も検討すべきである。

12.5.2 理事の業務執行の状況を監査すること

【現状の説明】

理事会にできる限り出席することによって理事会の意志決定動向を把握し、疑義がある場合には理事会の席上または理事会後に質問を行うことによって理事会の業務執行状況を監査している。

【点検・評価】

決算監査時に理事会議題一覧表等を資料として提出し、事業報告とともに理事会の業務執行状況を再チェックしている。

監事は学園の内容について容易に質問並びに意見が述べられる体制にある。本学の理事は一般企業のように担当役員が明確化されていないので理事業務執行状況の監査指針が立ちにくい。

【改善・改革の方策】

今回文部科学省が私立学校法を改正し、監事の職権を強化しようとしている背景には、監事による厳しい監査を望んでいると考えられるので、今後は監査機関等の監査も視野に入れるべきと考えられる。

また、理事の担当を明確化し、理事の業務執行状況を的確に監査できるよう検討すべきである。

12.6 監査システム

【現状の説明】

前項で述べたとおり決算時に決算監査を会計規程第 58 条に基づき実施している。

【点検・評価】

内部監査を定期検査と臨時検査に区分し、会計の適正及び経営の合理化促進を目的としており、文部科学省の意図する監査と少し相違がある。

会計規程に内部監査条項を設け、定期的に監事による監査を受けているが、監査内容・監査手順が規程化されていないので今後規程整備が望まれる。

【改善・改革の方策】

監事の財産監査と理事の業務執行監査を明文化し、監査要項等を作成することにより監事監査の方向性を明確化すべきである。

12.7 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率

【現状の説明】

大学基礎データ表 46-1・2・表 47（財務比率）に示すとおりである。

【点検・評価】

貸借対照表比率においては固定負債比率が全国平均値を大きく上回っており、2003 年度末で 17.5%となっている。消費収支比率においては他大学と比較して寄付金率及び基本金組入率が低い。

貸借対照表比率においては流動比率と前受金保有率が全国平均値をはるかに上回っており、堅調である。消費収支比率においては全体的に全国平均値レベルを維持しており堅調である。しかし、流動比率が高いのは現金預金の保有高が高いためであり資金運用の検討が必要とされる。

【改善・改革の方策】

長期借入金を計画的に返済することによって、固定負債比率の減少に努める必要がある。2005 年 4 月からのペイオフに関係し、決済預金は利息が 0%なので、長期借入金とのバランスを再検討する必要がある。

寄付金については、教員の研究努力で公益増進法人による外部資金を調達すると同時に、保護者への一般寄付の依頼を強化するとともに、特定建設物に係る寄付を在学生並びに卒業生へも広く公募する必要がある。